

産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の用途変更について
(建築基準法第51条ただし書き)

東広島市許可

建築基準法第51条の規定による位置の制限

建築基準法第51条(抜粋)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

建築基準法施行令 第130条の2の2 (抜粋)

法第51条本文(中略)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二号 次に掲げる処理施設(中略)

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

建築基準法第51条ただし書き許可が必要となる理由

種 類	許可が必要な 施設項目	許可が必要な 処理能力
破砕施設	【A棟】新設(移設) ・ 廃プラスチック類	5. 0 t / 日
	・ 木くず	5. 0 t / 日
	・ がれき類	5. 0 t / 日
	【B棟】能力変更 ・ 廃プラスチック類	5. 0 t / 日
	・ 木くず	5. 0 t / 日
	・ がれき類	5. 0 t / 日

【申請者】

住 所: 広島県東広島市西大沢二丁目500番285号

名 前: 東広島商事株式会社

代表取締役 佐々木 浩

【申請位置】

東広島市黒瀬町小多田字新立
10016番83、10016番84、
10016番92



【申請概要】

(1)用途地域	工業専用地域	
(2)敷地面積	11,520.56m ² (約1.15ha)	
(3)既存建物概要	建築面積	7,556.05m ²
	延床面積	6,807.48m ²
	構造	鉄骨造平屋建、一部二階建
	棟数	5棟
	主要用途	産業廃棄物処理施設

※今回は破砕施設の増強のみ(建築計画は無い)

【施設の主な事業内容】

事業所や建設現場から出た廃プラスチック類を含んだ廃棄物を回収し、工場内で選別、破碎、圧縮梱包し、石炭・重油等の代替熱源として利用する廃棄物となる中間処理を行っている。

中間処理したものは、セメント工場等でサーマルリサイクル（廃棄物を燃やすときに発生する「熱エネルギー」を回収して再利用する方法）の資源として利用されている。

【申請理由】

2022年にプラスチック資源循環促進法が施行され、廃プラスチックのリサイクル推進が法的に整備されるとともに、近年の石炭や重油等の価格高騰に伴う代替熱源として、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの需要が年々増加している状況にある。

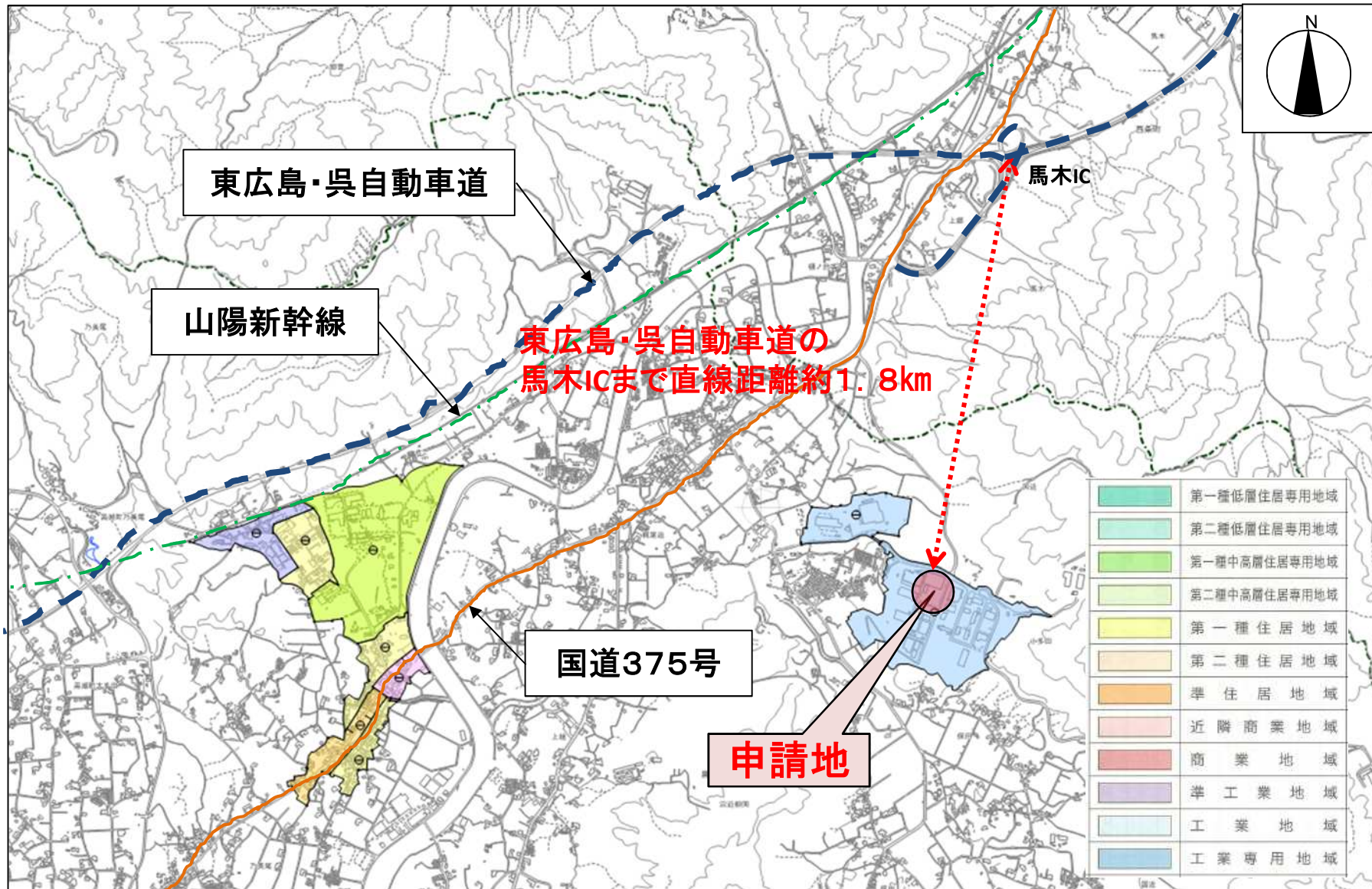
これらの状況に対応するために、当事業所において、廃プラスチック類のリサイクル推進に向けた取り組みの一環として、廃プラスチック類の回収量を増加させ、破碎施設の処理能力の増強を行おうとするものである。

【施設の概要】 破碎施設の処理能力の変更概要

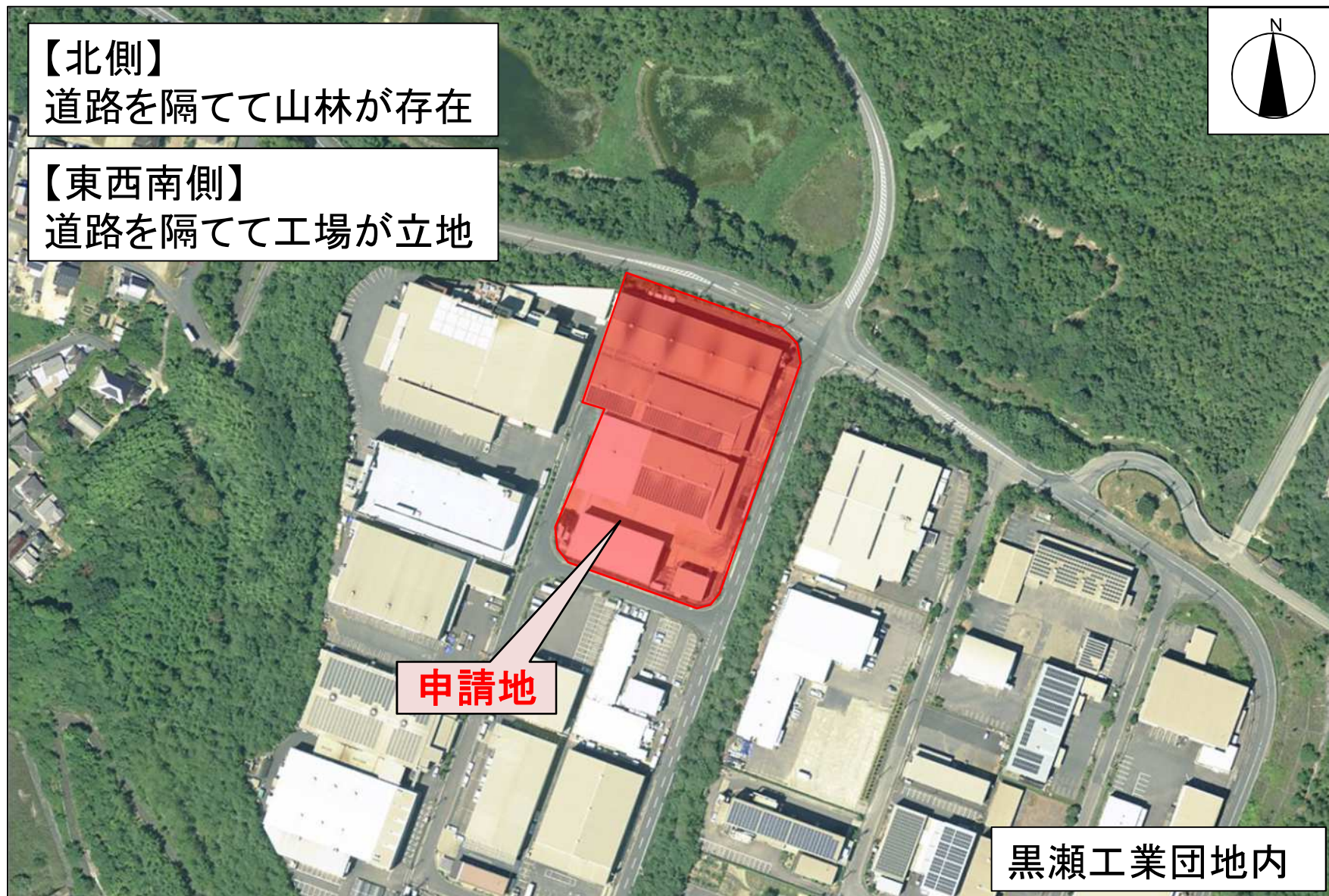
※許可に係るものを赤字で示す

破碎施設	変更概要	廃棄物種別	現状処理能力 (t/日)	計画処理能力 (t/日)	稼働時間
A棟 破碎施設3	新設 (B棟から移設)	廃プラスチック類	-	→ 44.8	8:00~17:00
		木くず		→ 65.6	
		がれき類		→ 34.4	
B棟 破碎施設4	処理能力変更	廃プラスチック類	44.8	→ 225.83	8:00~17:00
		木くず	65.6	→ 202.79	
		がれき類	34.4	→ 285.24	
C棟 破碎施設1	能力変更無し	廃プラスチック類	65.6	65.6	8:00~24:00
		木くず	102.4	102.4	
		がれき類	124.8	124.8	
C棟 破碎施設2		廃プラスチック類	49.6	49.6	8:00~24:00
		木くず	57.6	57.6	
		がれき類	76.8	76.8	
合計		廃プラスチック類	160.0	→ 385.83	—
		木くず	225.6	→ 428.39	
		がれき類	236.0	→ 521.24	

【施設の概要】 施設の位置

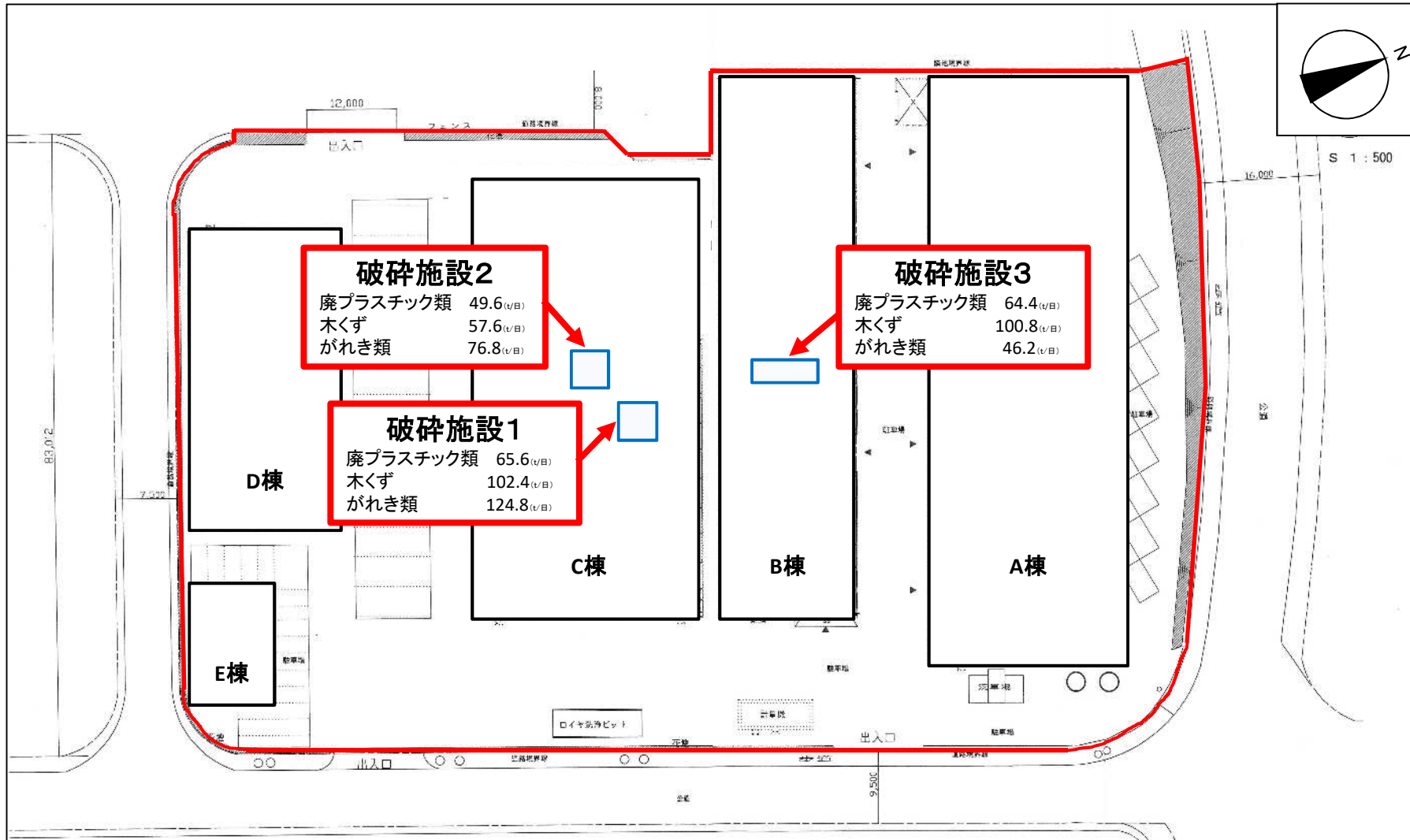


【施設の概要】 航空写真



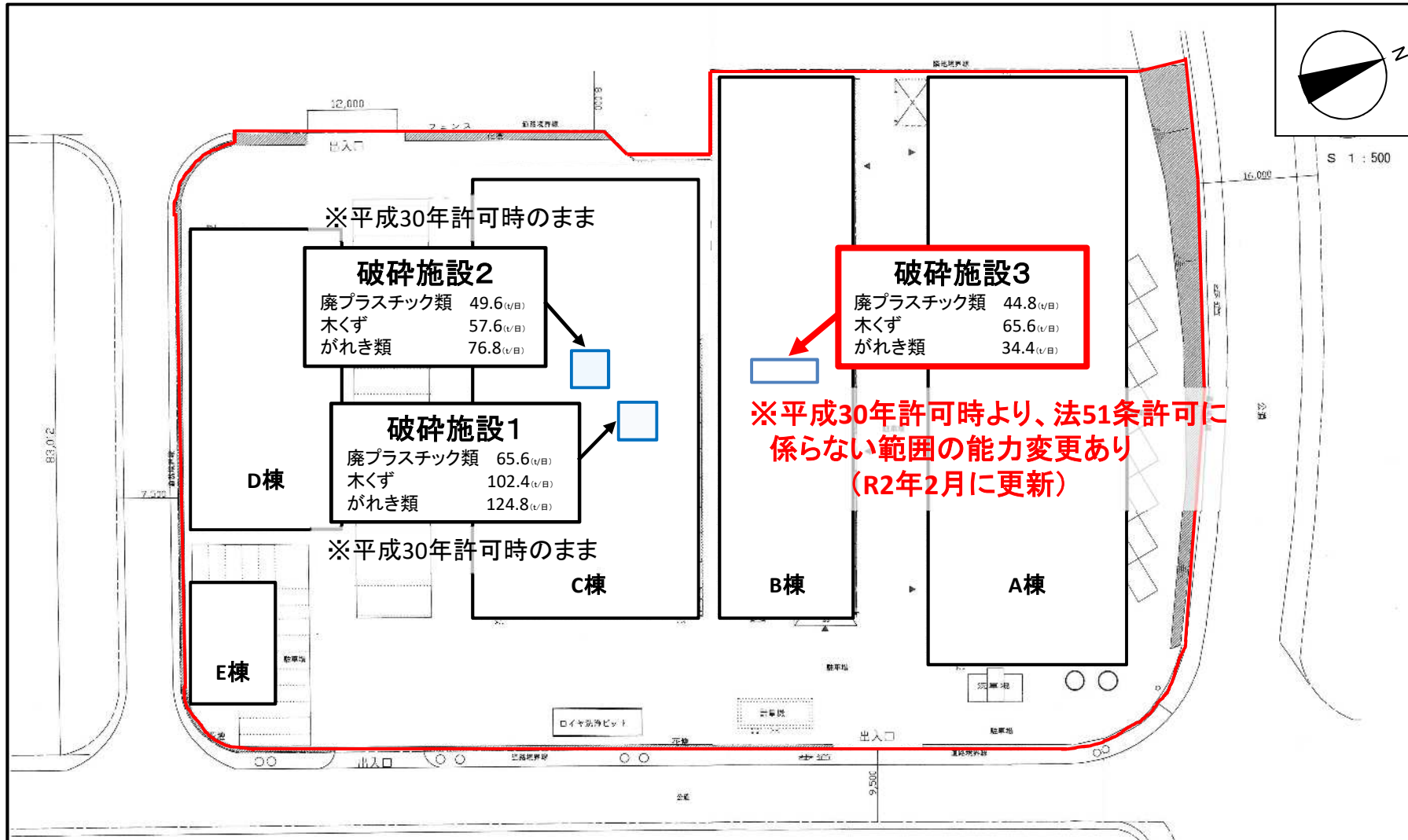
【施設の概要】 施設の配置（平成30年許可時）

□ ……法51条許可破砕施設



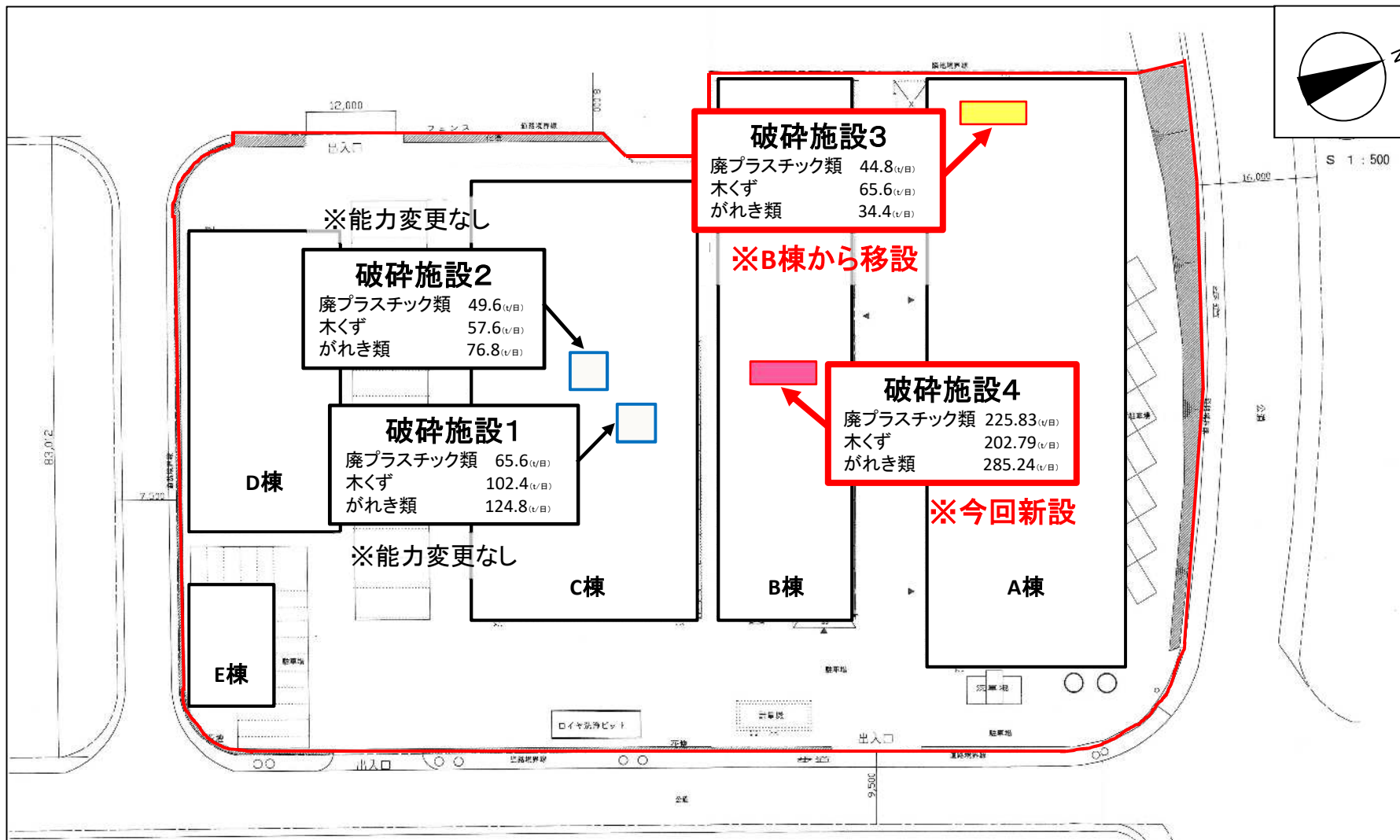
【施設の概要】 施設の配置(令和6年時)

□ ……法51条許可破砕施設

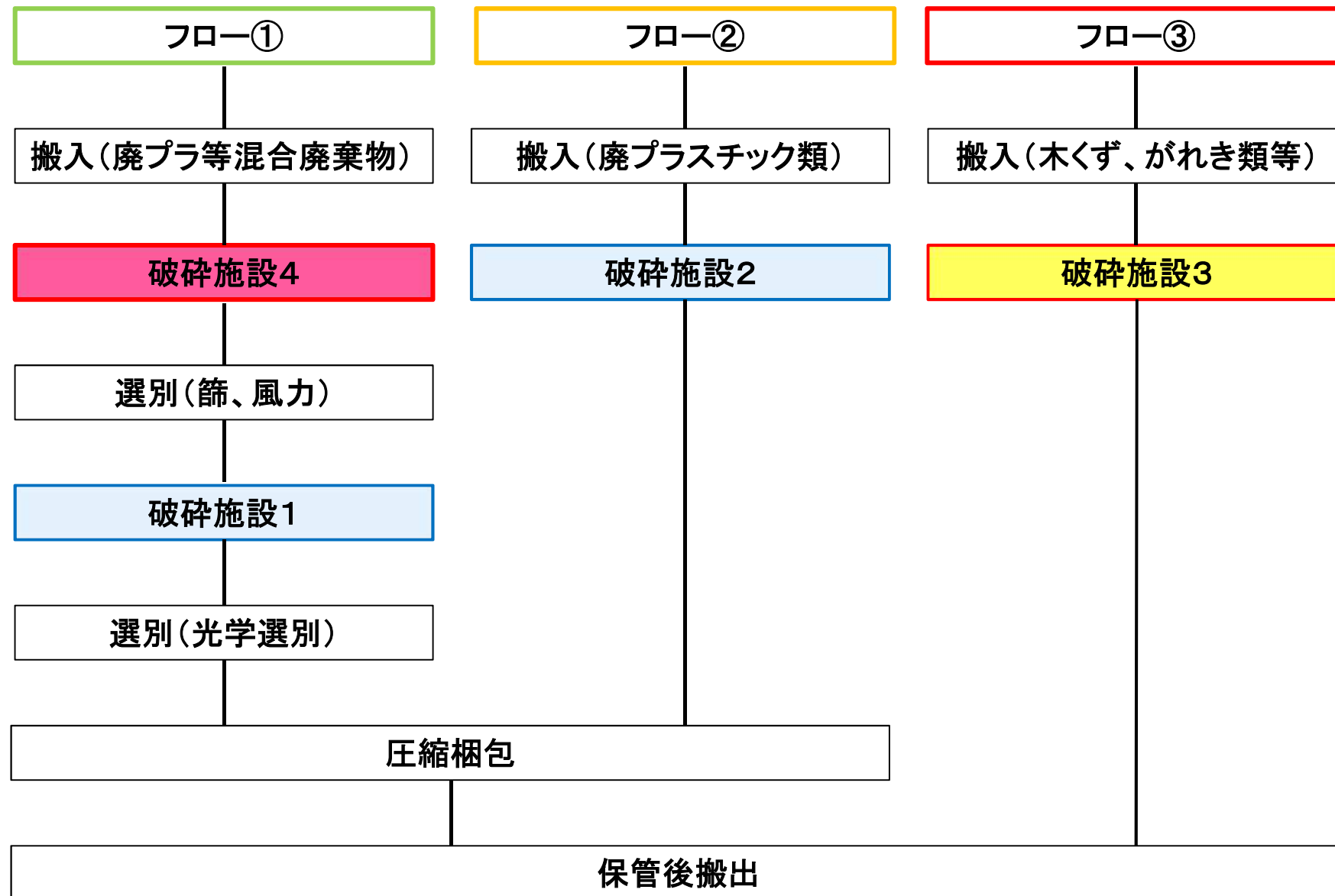


【施設の概要】 施設の配置(計画)

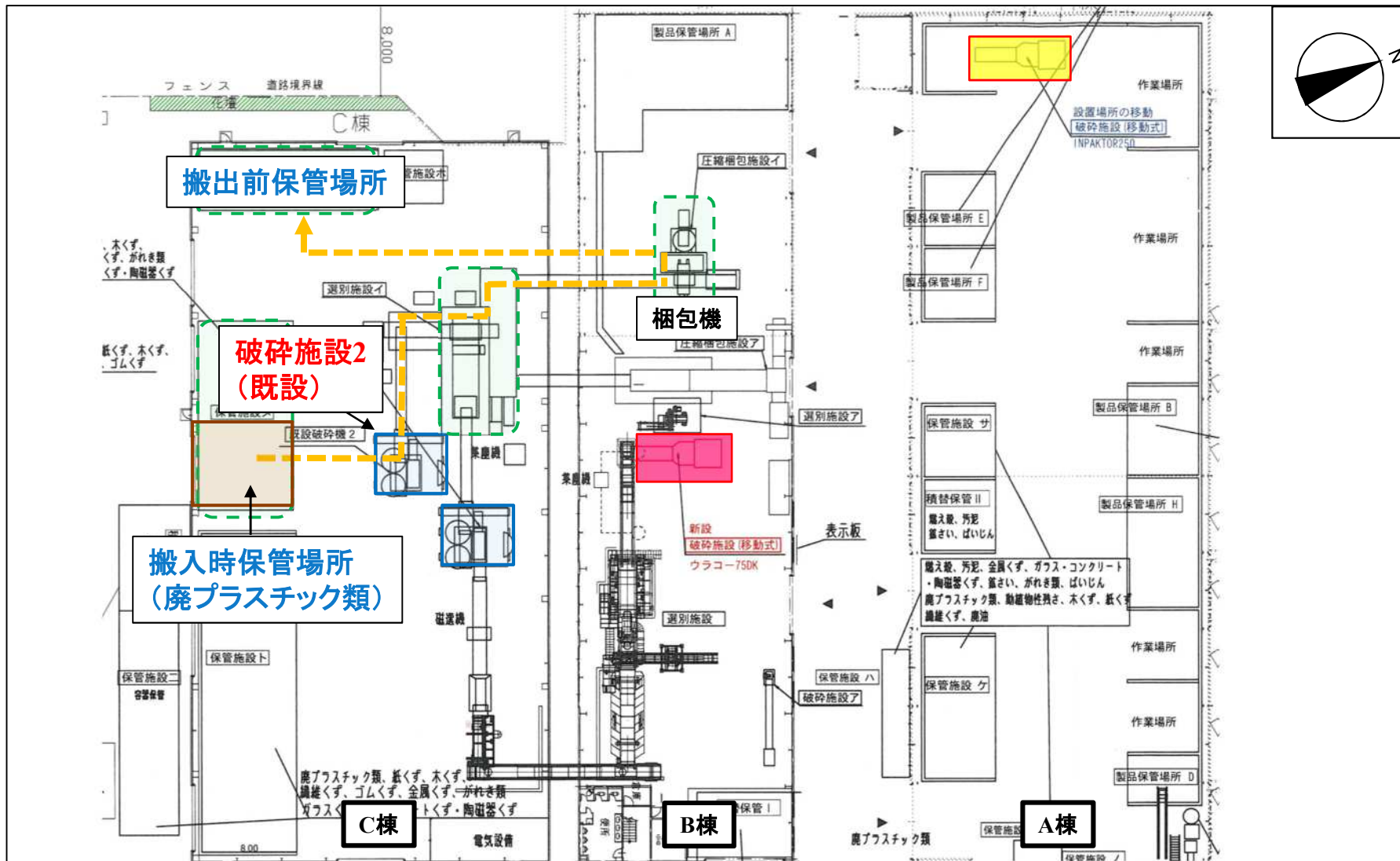
- ……法51条許可対象(新設)
- ……法51条許可対象(能力変更)
- ……法51条(能力変更なし)



処理フロー説明図



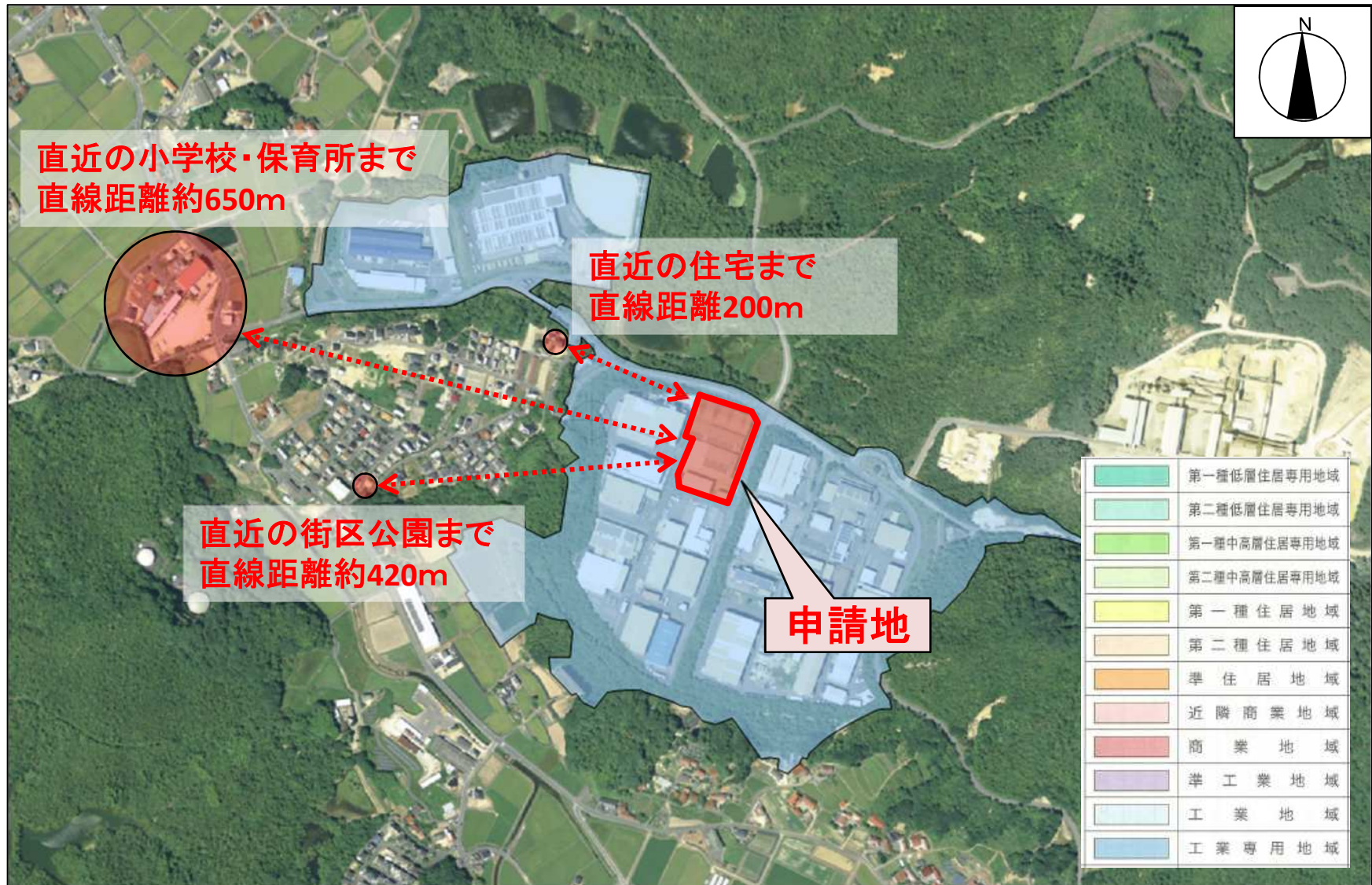
【施設の概要】 処理フロー図(フロー②): 廃プラスチック類



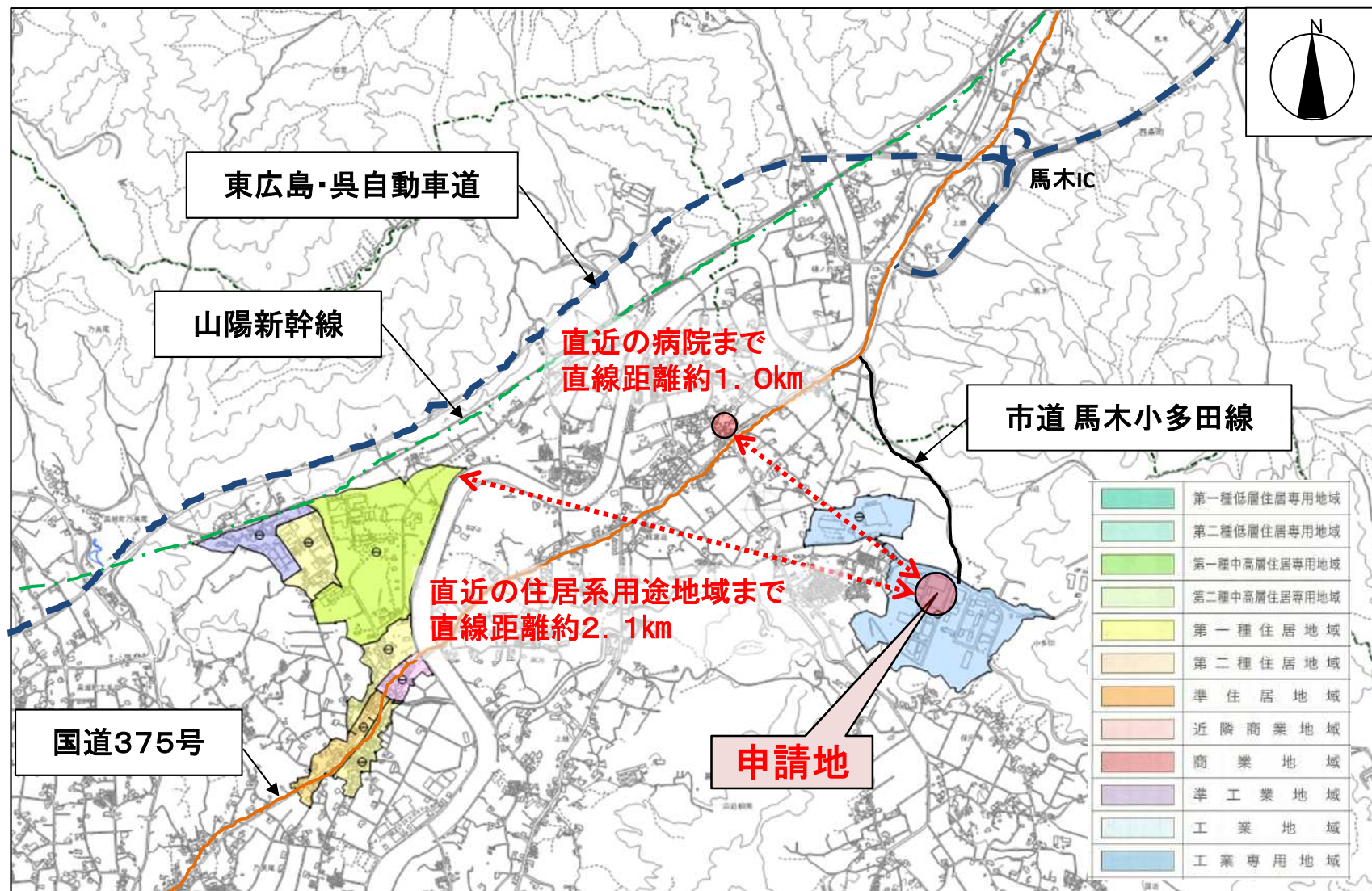
許可に係る審査事項及び評価

審査項目	審査内容	
①施設の位置	1	準工業地域，工業地域及び工業専用地域に位置すること
	2	学校，病院，住宅地等及び公園から200m以上離れていること
	3	住居系の用途地域から200m以上離れていること
②道路幅員等	1	幅員9mを有する道路に面すること
	2	搬入搬出経路が通行の安全上支障がないこと
③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保
	2	水質汚濁，大気汚染，騒音，振動及び悪臭の実態
④その他	1	地域の理解
	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可

【審査①】施設の位置(審査①-1, 2)

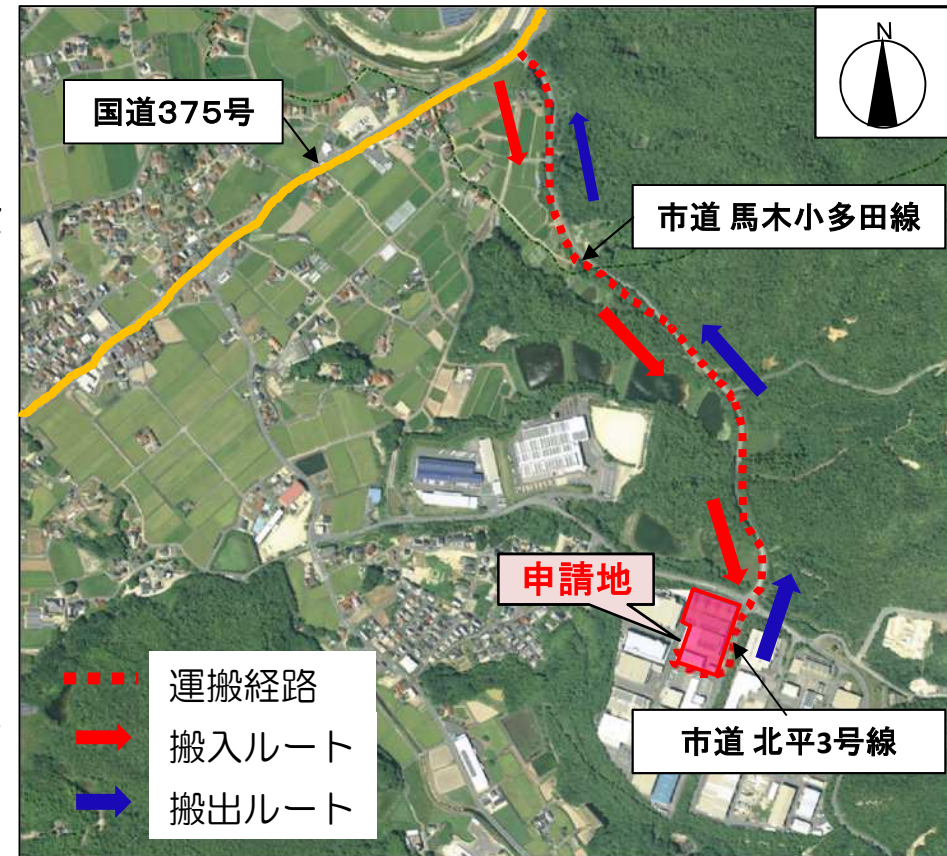


【審査①】施設の位置(審査①-2, 3)

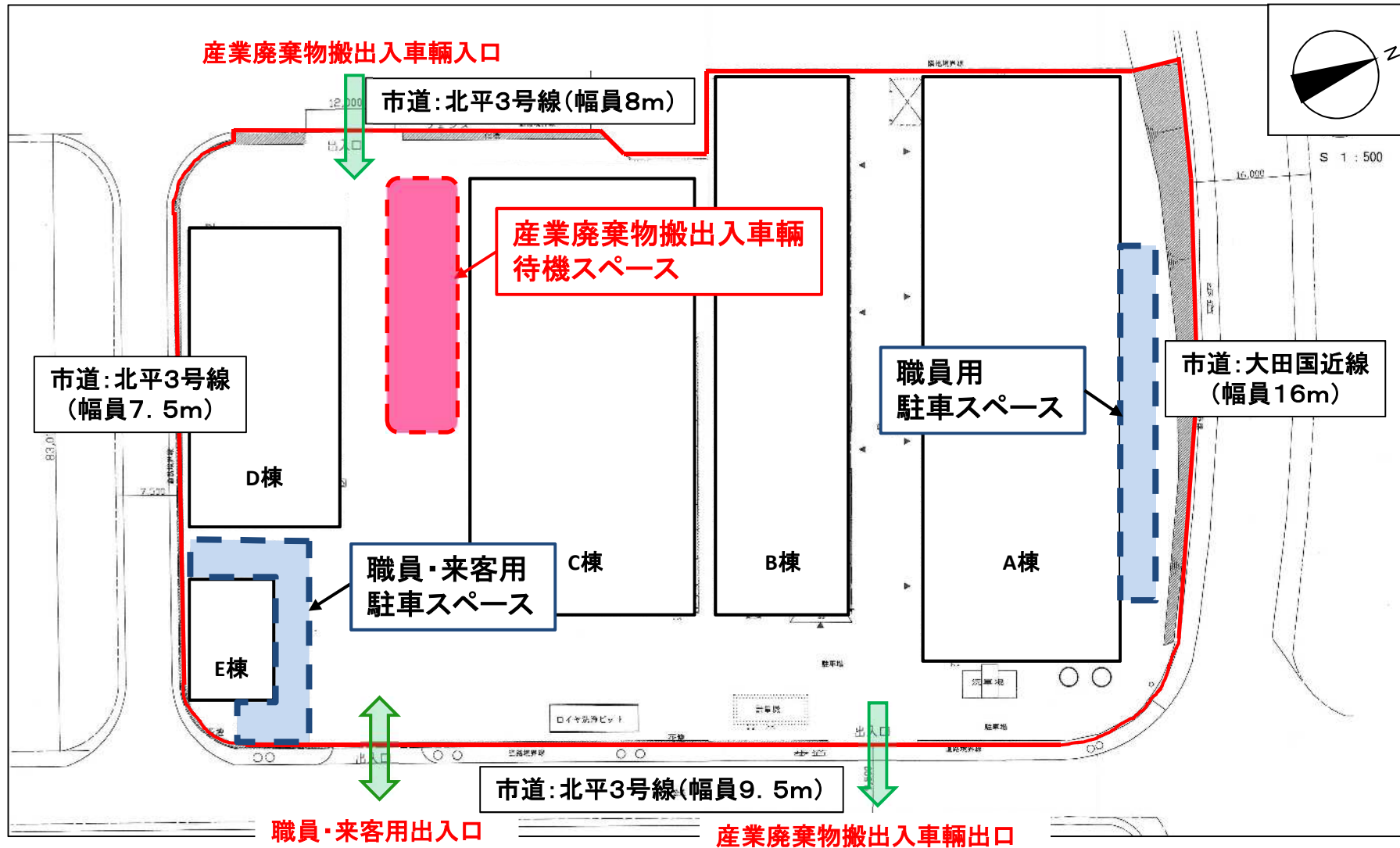


【審査②】道路幅員等(審査②-1, 2)

- ◆申請敷地周辺の道路幅員について、敷地東側の市道北平3号線の道路幅員は、9.5mであるため、審査基準の「9m以上であること」を満たしている。
- ◆運搬経路について、国道375号線及び市道を利用して、国道から申請敷地に至るまでの経路上に民家等はないため、周辺交通への影響は少なく、安全上支障はない。
- ◆国道375号線を走行する交通量は、平日14,733台/24hである。本施設により増加する交通量は、現状において、25台(往復50台)/24hであり、計画後においては、40台(往復80台)/24hとなる。国道375号線の走行について、廃棄物運搬車両の占める割合は、計画後の台数においても約0.5%と小さいため、周辺の交通及び環境への影響は小さい。



【審査③】施設計画(審査③-1)

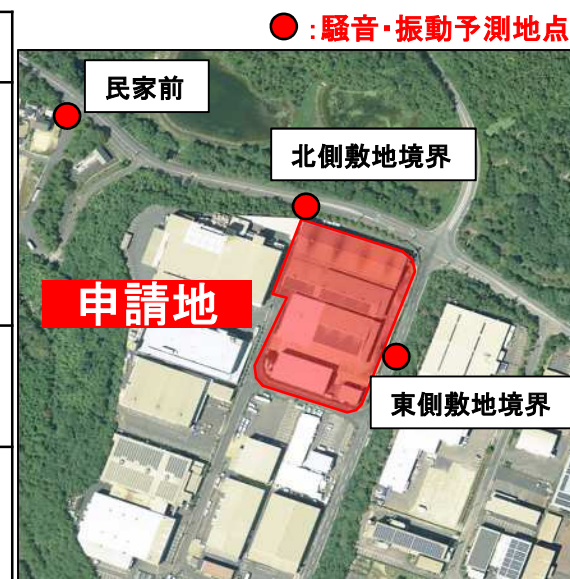


【審査③】環境保全対策(審査③-2)

生活環境影響調査を実施し、設備稼働後の予測を行った結果、環境基本法及び振動規制法で定める大気環境(騒音、振動)の基準を満足することを確認。

◆騒音及び振動

項目	予測地点	予測値	規制基準
騒音	東側敷地境界	昼間 70dB	朝・昼間・夕 (夜間 60dB以下) 70dB以下
	北側敷地境界	昼間 67dB	
	民家前	昼間 55dB	昼間 (夜間 45dB以下) 55dB以下
振動	東側敷地境界	昼間 45dB	昼間 65dB以下 (夜間 60dB以下)
	北側敷地境界	昼間 46dB	
	民家前	昼間 25dB未満	



※予測値は小数点第一位を四捨五入とする

【審査③】環境保全対策(審査③-2)

◆大気汚染

粉じんにおける周辺環境への影響は極めて小さい。

◆悪臭

処理する廃棄物からの悪臭は発生しない。

◆水質

本施設から排水は発生しない。

【審査④】その他

地域の理解（審査④－１）

- ◆本申請に先立ち、申請者が近隣の自治会に対して、事業計画等を説明し、本事業について理解を得ている。

廃棄物処理法の許可（審査④－２）

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請について、許可済である。

許可に係る審査事項及び評価

審査項目	審査内容		審査結果	評価
①施設の位置	1	準工業地域, 工業地域及び工業 専用地域に位置すること	工業専用地域	支障 なし
	2	学校, 病院, 住宅地等及び公園か ら200m以上離れていること	小学校・保育所から約650m 病院から約1.0km 住宅地から200m 公園から約420m	
	3	住居系の用途地域から200m以上 離れていること	住居系 (第一種中高層住居専用地域) から約2.1km	
②道路幅員等	1	幅員9mを有する道路に面すること	道路幅員9.5m	支障 なし
	2	搬入搬出経路が通行の安全上支 障がないこと	国道及び市道	
③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保	待機車両等の駐車スペースの確保	支障 なし
	2	水質汚濁, 大気汚染, 騒音, 振動 及び悪臭の実態	環境影響調査の実態調査	
④その他	1	地域の理解	自治会への説明	支障 なし
	2	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律の許可	環境部局により許可済み	

ご清聴ありがとうございました